

Q9-1.台湾での仲裁制度について教えてください。

現在あるいは将来の争議に関して、当事者が仲裁に服する合意が書面にてあれば、1名あるいは奇数人数の仲裁人による仲裁法廷で仲裁を求めることができる。ただし、和解方式で争議を解決できる案件に限られている。当事者間の文書、証券、レター、メール、電報あるいはその他類似する通信書類において、仲裁に服する合意があると認定された場合、仲裁に服する合意が成立したと見なされる。(仲裁法第1条規定参照)

一、 仲裁手続

(一) 中華民国仲裁法の規定により、当事者は争議解決のため、仲裁協議書を持って仲裁手続を進めることができる。仲裁人は法律もしくはその他領域の専門知識あるいは経験を有する中立の立場の者がこれを担任する。仲裁協議書内に仲裁人の指名あるいは選定方法を定めない場合、双方当事者がそれぞれ仲裁人1名を推薦し、推薦された当該2名の仲裁人が共同で第3名の仲裁人を推挙して「主任仲裁人」とする。双方当事者が規定の期間内に仲裁人を選定できない場合、裁判所に選定するように申立てることができる。仲裁人の判断は、双方当事者に対して、裁判所の確定判決と同等の効力を有する。

(二) 仲裁手続の進行

当事者は仲裁手続の進行に関する期間、手続、場所、言語などを約定することができる。ただし、以下の規定を守る必要がある。

1. 当事者に仲裁期間の約定がない場合、仲裁法廷は仲裁人が選定された旨の通知を取得後10日以内に仲裁場所および尋問期日を決定し、双方当事者に通知する必要がある。また、6ヶ月以内に判断書を作成しなければならない。必要なときは3ヶ月の延長が可能である。(仲裁法第21条規定参照)
2. 当事者に仲裁手続の約定がある場合、仲裁法の規定が適用される。仲裁法に規定がない場合、仲裁法廷が民事訴訟法を準用するか、またはその他適切な手続と認められた手続を進めることができる。(仲裁法第19条規定参照)
3. 当事者に仲裁地の約定がない場合、仲裁法廷がこれを決定する。(仲裁法第20条規定参照)
4. 涉外仲裁案件については、当事者が仲裁手続で使用する言語を約定できる。ただし、仲裁法廷あるいは当事者の相手側は仲裁の関連書類のその他言語の訳文を要求することができる。

二、 仲裁判断の効力および執行

(一) 仲裁人の判断は裁判所の確定判決と同等の効力を有します。また、別途裁判所に「執行裁定」を申立てた後に、強制執行することができます。(仲裁法第37条第1項規定参照)

(二) 双方当事者は以下の給付対象について、仲裁判断が裁判所の裁定を申立てず強制執行できると約定している場合、直接、強制執行を実施することができます。(仲裁法第37条第2項規定参照)

1. 金銭、その他代替物、有価証券の一定数量の給付を対象とする案件

2. 特定の動産の給付を対象とする案件

- (三) 仲裁判断が仲裁法第 40 条に掲げられた事由に該当する場合(例えば、仲裁判断と仲裁協議の対象物の争議に関係がない、あるいは仲裁協議の範囲を超過した場合、仲裁判断が当事者に法律上認められない行為を命じた場合、仲裁協議が不成立あるいは無効の場合、当事者が仲裁手続において合法的な代理を行わない場合など)、当事者は相手側に対して仲裁判断の取消の訴えを提起することができます。仲裁手続は訴訟のように上訴制度がないため、当事者が仲裁判断内容が不当と思う場合でも、前述の判断取消規定以外に救済手段はありません。

三、 仲裁機構

仲裁法第 54 条の規定により、仲裁機構は各級職業団体、社会団体が設立、または共同で設立し、仲裁人の登録、取消しおよび仲裁案件を取扱います。現在、台湾の主な仲裁機構には「中華民国仲裁協会」、「台湾営建仲裁協会」、「中華工程仲裁協会」などがあります。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。